

第一八三回

衆第二号

消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下「税制抜本改革法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の規定による消費税率（地方消費税率を含む。第四条及び第五条において同じ。）の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ、税制抜本改革法第七条に定める税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（附則第二条において「抜本改革等」という。）のうち、政府が早急に講ずべき措置について定めるものとする。

(逆進性対策に係る措置)

第二条 政府は、消費税の逆進性（所得の少ない世帯ほど、家計において消費税として支出する額の所得の額に対する割合が高くなる傾向にあることをいう。）に鑑み、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 税制抜本改革法第七条第一号イの総合合算制度及び給付付き税額控除、同号ロの複数税率等の施策の導入について、平成二十七年三月三十一日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。
- 二 税制抜本改革法第七条第一号ハの簡素な給付措置を実施するため、平成二十五年十二月三十一日までに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

(医療機関等における高額投資に係る措置等)

第三条 政府は、税制抜本改革法第七条第一号トの医療機関等における高額投資に係る消費税の負担に係る措置等について、平成二十五年十二月三十一日までに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(住宅の取得に係る給付措置等)

第四条 政府は、住宅の取得については、その取引価額が高額であり、消費税率の引上げに伴う税負担が重いこと等により国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大きいことに鑑み、住環境の変化及び住宅に対する需要の変化等も踏まえつつ、低所得者及び中堅所得者の住宅の取得に係る消費税の負担を緩和するための給付措置等について、この法律の施行後速やかに給付の対象者、額等の具体化等のための検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(自動車取得税及び自動車重量税に係る措置)

第五条 政府は、自動車の取得等については、その取引価額が高額であり、消費税率の引

上げに伴う税負担が重いこと等により国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響が大きいことに鑑み、次に掲げる措置を実施するため必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一 自動車取得税について、平成二十六年三月三十一日において、廃止すること。

二 租税特別措置法第九十条の十一から第九十条の十一の三までに規定する自動車重量税率の特例について、平成二十六年三月三十一日において、廃止すること。

三 自動車重量税について、更なるグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）を図ること。

2 政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、これにより生ずる都道府県及び市町村の減収を埋めるための財源を確保し、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（その他の抜本改革等に係る措置）

第二条 政府は、この法律に定めるもののほか、抜本改革等について、できる限り早急に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

理 由

消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置のうち、政府が早急に講ずべき措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。